

***** ご協力のお願い *****

「東京地方裁判所民事20部への自己破産の一斉申立」

「民事20部国賠 控訴審第1回口頭弁論期日の傍聴」

平成21年4月13日

東京地方裁判所破産部の運用改善を求める会
事務局 山本 栄一（北・荒川支部）

東京地方裁判所本庁（以下「民事20部」という）は、事務処理の効率化追求のために、弁護士に依頼しない限り、破産事件の受理すらしない又は受理しても取り下げさせるという運用（以下「本人申立排除」という。）を徹底して行なっています。一方で、破産法に定められた管轄に違反してまで、日本全国の破産申立をこれも弁護士の選任を要件に受理しています。東京の法律事務所の広告が全国でなされていることをご存じの方も多いと思います。

皆様もご存知のように、このような運用を改善すべく、東京地裁破産部の運用改善を求める会（以下「求める会」という）の代表である後閑一博司法書士が原告となり、平成21年7月26日に、国家賠償請求訴訟を提起しました。約6か月に亘る第一審においては、平成21年2月20日に原告敗訴の不当判決となりましたが、その**控訴審の第1回口頭弁論期日が、来たる6月11日午後2時に開廷されます。**

求める会では、**控訴審の第1回期日への傍聴のお願い**をすると共に、同日に**一斉に自己破産の本人申立のお願い**をするものです。

求める会の本件裁判を通して、本人申立排除という民事20部の運用についても改善がなされつつあると考えており、今回の**控訴審の審理開始に併せて、その同日に自己破産の本人申立を数多く受理させて、民事20部の更なる運用改善を図りたい**と考えております。

求める会の運動趣旨は、民事20部における本人申立排除の運用を改善させることにより、多重債務で苦しむ当事者が、自己破産手続について、自分で全部行なうのか、代理してもらうか、書類作成だけしてもらうか、クレサラ被害者の会などの援助を受けて自分でやるのか、その選択肢を自己の自由な意思の基に選択できる環境を整えることが最も良いものと考えております。

求める会の趣旨にご賛同いただき、一斉本人申立にご協力いただける方については、別紙のとおりメールまたはFAXにて、ご連絡いただきたいと思っております。また、自己破産の一斉本人申立に関する破産書類の作成において、個々の事案についての疑問点・対処方法について、フォローアップ研修も以下の日程にて行なう予定ですので、初心者からベテランの方まで、安心して参加していただきたいと思っております。

なお、自己破産の一斉本人申立に関する協力要請および研修会のお知らせは、「**太陽の会**」、「**大地の会**」、「**はばたきの会**」、「**中野こだまの会**」、「**川の手市民の会**」、「**再起の会**」、「**雑草の会**」の各会に行なうことを申し添えます。

<フォローアップ研修会>

○場 所 マザーシップ司法書士法人 四谷事務所

○時 間 19時から21時

○日にち 4月20日・27日／5月12日・25日／6月1日

一斉本人申立の参加申込書

私は、「東京地方裁判所破産部の運用改善を求める会」活動の趣旨に賛同し、本人申立による破産の一斉申立に協力します。

平成 年 月 日

1 氏 名 _____

2 登録番号 _____

3 支 部 _____

4 事 務 所 _____

5 T E L _____

6 F A X _____

7 e-mail _____

8 申立予定件数 _____

9 質問・ご意見 _____

※ 各案件についての個人情報については、求める会として秘密を保持すべき内容として取り扱うことを申し添えます。

送信先：司法書士 山本栄一

e-mail : hyfkd224@yahoo.co.jp

FAX : 03-3598-0445

